

夫婦共同扶養

夫婦（お子さんの両親）がともに被保険者の場合、ご夫婦の収入確認書類等の添付をお願いいたします

夫婦（両親ともに被保険者）が共同で子を扶養する際の認定・削除の基準は下表のとおりとなります。認定時は収入確認書類、削除手続き時は保険証や資格確認書等のコピーの確認が必要となります。夫婦共同扶養のお子さんの扶養異動の際は、必要書類の添付をお願いいたします。 ※（令和3年4月30日 保保発0430第2号、令和3年8月1日より適用）

共同扶養認定基準		変更前	変更後
子を新たに扶養するとき （両親ともに被扶養者）		<ul style="list-style-type: none"> ● 年間収入の多い方 ● 夫婦の収入が同程度の場合、主に生計維持する方の扶養とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間収入（今後1年間の見込額）の多い方 ● 夫婦の年間収入の差が1割以内の場合、主に生計維持する方の扶養とする。 被扶養者異動届に①、②を添付 ① 配偶者の直近3か月間の給与明細書のコピー ② 配偶者の源泉徴収票のコピー ※ 自営の方は確定申告書のコピーを添付
年間収入の逆転時 （収入減）	既に扶養認定されている子の扶養手続き	収入が多い方の被扶養者とする。	「育児休業取得中の被保険者」の扶養となっている子は、扶養異動しない。 育休中でない場合は、扶養から削除する。
	削除手続き （別保険に異動する場合）	配偶者側の収入が多くなった日で削除	配偶者側の保険に扶養認定された日で扶養削除 被扶養者異動届に次のいずれかを添付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険証または資格確認書のコピー ・ 資格証明書等

今後の手続き

赤ちゃんが生まれたとき

『今後1年間の収入見込額』が多い方の扶養とする
年間収入の差が1割以内の場合、主に生計維持する方

添付書類 配偶者の給与明細書のコピー直近3か月間、源泉徴収票のコピー



夫婦の年間収入が逆転したとき（収入減少）

「育休中の被保険者」ですか？

YES → すでに扶養となっている子は扶養異動しない

NO → 扶養削除し、配偶者の保険へ

（配偶者側保険の扶養認定日で削除）

添付書類 保険証、資格確認書のコピーまたは、資格証明書等

